

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)										(農林水産省)	
事業名	木質バイオマス関連施設の整備				担当部局庁		林野庁		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度				担当課室		林政部木材利用課		木材利用課長 阿部 勲		
会計区分	一般会計				施策名		⑭林産物の供給及び利用の確保				
根拠法令	森林・林業基本法第25条				関係する計画、通知等		森林・林業基本計画				
事業の目的	東日本大震災からの復興に向けて、新しいまちづくりを推進するにあたり、膨大な木質系震災廃棄物をエネルギー利用するとともに、その処理終了後は、未利用間伐材等を活用してエネルギーを持続的かつ安定的に供給する仕組みを構築することにより、林業の活性化や雇用の確保等を図る。										
事業概要	被災地域におけるバイオマス発電施設や熱供給施設、木質燃料製造施設、公共施設の熱利用施設等を整備することにより、木質バイオマスのエネルギー利用を促進する。										
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☒ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他										
23年度予算額 (単位：百万円)	当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正		計		
	-		-		-		9,473		9,473		
成果目標 (アウトカム)	成果指標		単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標		単位	23年度活動見込	
				23年度	(25年度)						
	木質系震災廃棄物や未利用間伐材等の木質バイオマス利用量		トン	-	10万		木質バイオマス関連施設の整備件数		件	(-) 16	
単位当たりコスト	592(百万円/件)				算出根拠		事業費(9,473百万円)/整備件数16件				
事業所管部局による点検											
項 目						内 容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。						復興基本方針における「木質系震災廃棄物を活用した先導的なモデル」として、復興住宅や公共建築物、漁協等の共同利用施設、園芸施設等への熱電供給を推進するとともに、将来的には、未利用間伐材等の木質資源によるエネルギー供給に移行することで、環境負荷の少ない木質バイオマスを中心とした持続可能な林業経営・エネルギー供給体制を構築する。」に該当する施策である。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。						被災地における木質系震災廃棄物の有効活用は喫緊の課題であることから、本事業は木質系震災廃棄物の有効活用を図るとともに、木質バイオマスを中心とした持続可能なエネルギー供給体制を構築するものである。また、本事業は地域の活性化に資するものであり、被災地のニーズ及び優先度は高い。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。						被災地からの直接の要望に基づく事業であり、効果的な事業である。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。						第2次補正予算において実施している調査により、費用対効果や効率性の検証が行われることとなっている。また被災地域の資源を活用した持続可能なエネルギー供給体制の構築は、地域の活性化に広く資するものである。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。						事業実施主体は民間事業者であり、地域関係者との合意形成を図りつつ、復興の計画や地域事情に即した方針に基づいて調整を行った上で事業計画を作成することから、役割分担は明確となっている。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。						都道府県は、事業実施前に期間中の事業計画を作成し、計画的に事業を実施することとなっている。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。						第2次補正予算において実施している調査を活用することから、迅速な着手・執行が可能である。また、自治体が事業計画を作成することにより、適切な進行管理が行われるようになっている。					